

五監公告第13号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年7月10日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 措置を講じた団体等

指定管理者 黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー
【五泉市村松黄金の里会館】

商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の期間

平成30年6月1日～平成30年6月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
業務仕様書には指定管理者が行う緊急時の業務として、防火及び防災に万全を期し、年2回の総合訓練を実施し、緊急事態の発生時には的確に対応する旨の記載がある。指定管理者において、年2回の消防設備点検と併せて消防訓練を実施しているとのことだが、所轄する消防署へ関係書類の届け出がなされていない。今後は関係法令に基づき、適正な事務処理に努められたい。	ご指摘の事項につきましては、未提出の書類を消防署へ提出し、指定管理者に対して関係法令を遵守するよう改めて指導を行いました。今後は、指定管理者との連携を一層図り、適正な事務処理に努めてまいります。